

# 農業基本法

## 食料危機時に生産転換

### 政府25年ぶり改正へ

農林水産省の有識者会議は11日、ロシアのウクライナ侵攻などを背景に議論してきた「食料・農業・農村基本法」の見直しに関する最終取りまとめを決定し、野村哲郎農相に答申した。食料危機時に生産転換や流通規制を指示する体制の検討や、食料安全保障の強化に向けて農産品の国内生産の拡大や価格転嫁の推進を提言した。政府は施行から25年を経て法改正に踏み切る方針で、来年の通常国会に改正案の提出を目指す。

#### 【7面に関連記事】

基本法は農政の基本理念を示すもので、食料の安定供給の確保などを理念として掲げている。1999年の施行から20年以上が経過する中で、ウクライナ侵攻に加えて、地球温暖化問題や世界の人口増加など当時は想定していなかった事態が相次ぎ、課題が明らかになった。

農水省は基本法の見直しに加え、不測の事態における食料安保に関する検討会を8月から開き、必要な法制度の検討を開始。生産者から消費者団体まで各段階の関係者が議論する協議会を設置し、適正な価格形成に関する協議も始めた。

現行の基本法は、不測時に食料増産や流通制限など

必要な施策を講じると定めであり、国民生活安定緊急措置法でも生産指示に関する規定がある。最終取りまとめでは増産指示や備蓄放出、食料配給などが既存の仕組みで十分に対応できるかどうか検証を促した。農家に対し普段とは別の穀物の生産を指示したり、輸出向けの食品を国内用に変更したりできることなどを想定し、法整備の検討を進める。

食料安保の定義を不測時に限らず国民一人一人が「十分な食料を将来にわたって入手可能な状態」とし、平時からの備えの重要性を明記した。生産コストが上

昇しても販売価格に反映することが難しい状況があり、農産物の生産から消費までの各段階で適正な取引を推進する仕組みの構築を求めた。

農水省が11日開いた食料・農業・農村政策審議会と基本法検証部会の合同会で取りまとめた。

## —Q&A— 農業基本法見直し

# 輸入頼る構造リスク大

政府は食料・農業・農村基本法の見直しを進めています。

【1面に本記】

Q なぜ見直すのですか。

A 気候変動や世界的な人口増加を背景に食料供給が不安定化しており、ウクライナ危機により小麦の国際価格が高騰しました。日本のカロリーベースの食料自給率は38%（2022年度）と低く、輸入に頼る構造ではリスクが大きいことが顕在化しました。状況の変化に対応し、食料安全保障を確保するため基本法の見直しを始めました。

Q どう変わるのですか。

A 輸入に大きく依存している

小麦や大豆、肥料や飼料などの国内生産を高めます。飼料用の米などの生産を広げるほか、堆肥や下水汚泥を肥料として利用するなど国内資源の有効活用を進めます。

Q 他にはどんな議論がありますか。

A 不測の事態が起きたときに農家に普段と違う作物を作ってもらうことや、資材などが高騰した場合は農産物価格に転嫁する適正な価格形成のあり方の議論が進められています。また環境負荷低減など持続可能な農業への移行や、担い手不足やスマート農業についても基本法の見直しの中で言及されました。